

八王子市保健師活動基本方針

～織物のまち八王子で市民とともに“健康”の機を織る活動を～

令和3年3月29日策定

1.八王子市保健師活動基本方針

八王子市の保健師は、市民や団体、関係機関・関係所管とともに健康の機を織り、全ての市民と地域の「健康」をまもりまします

(1) 活動基本指針

- ① 健康寿命の延伸に向け、全てのライフステージで予防の視点を意識した活動を展開します
- ② 個人に留まらず、家族・地域の“健康”と“予防”を意識した支援を展開します
- ③ 「その人らしい生活」を意識した活動を展開します
- ④ 地区活動を基盤とする保健師活動体制を強化します
- ⑤ 保健師同士、ともに育ちあう人材育成を推進します



(2) 目指す保健師像

- ① 地域で、顔の見える関係を築き、信頼される保健師
- ② 市民が笑顔で自分らしく生きられるよう、寄り添う姿勢をもつ保健師
- ③ より健康なまちになるために、「市民とともに」地域の特性を最大限に活用した活動ができる保健師
- ④ 市民や関係機関・関係所管とともに、縦糸と横糸を編み込みながら、つながりを形成し、協働した活動を推進する保健師

5.策定にあたっての背景と取り組み

我が国は、世界に類を見ない少子高齢・人口減少の時代に突入しています。

私たち保健師が活動する公衆衛生分野では、自然災害や新興・再興感染症等の健康危機管理への対応や、虐待防止対策、自殺予防対策、生活習慣病対策、さらには、医療介護推進法による地域包括ケアシステムの構築等、多様な課題とニーズに対応するため、社会的背景や地域特性に応じた専門性の高い保健師活動が求められています。

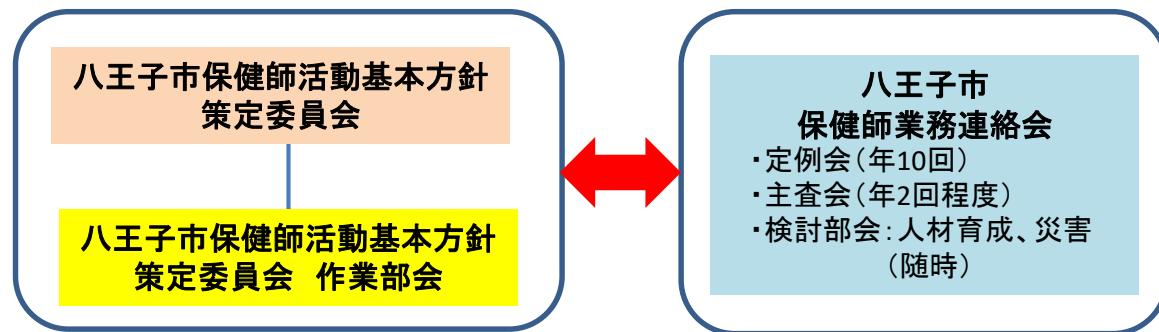
これらの背景から、本市においても、保健師一人一人が自ら思いや活動に誇りを持ち、住民が幸せで健康であるための保健師活動を展開できるよう、ここに「八王子市保健師活動基本方針」を策定いたしました。

基本方針の策定にあたり、平成30年12月、保健師が所属する部署の部長職・課長職を中心とした「八王子市保健師活動基本方針策定委員会」を設置し、その後主査職を中心とした「作業部会」を設置しました。

また、今回の八王子市保健師活動基本方針の策定にあたっては、連絡会でも意見のとりまとめを行っています。(図1)



図1 八王子市保健師活動基本方針策定に関する組織図



◆連絡会での意見集約内容

その① 職場に対して…「各所管で感じる地域の課題と保健師活動に関するアンケート調査」
各所管で感じる地域の課題 / 課題解決に向けて行っていること / 課題解決に向けた保健師活動と保健師の役割

その② 個人に対して…「保健師活動に関するアンケート調査」
今の職場の保健師の役割とは？
保健師として取り組みたい活動

※調査の結果概要については、報告書をご覧ください。

八王子市保健師活動基本方針

発行:八王子市 / 作成:令和3年3月29日

編集:八王子市保健師活動基本方針策定委員会 作業部会

事務局:八王子市健康部健康政策課(八王子市保健師業務連絡会)

〒192-0083 八王子市旭町13番地18号 電話:042-645-5111(代表)



2.保健師とは

保健師とは・・・

保健師は、「公衆衛生看護学を基盤とし、ヘルスプロモーション*1の理念に基づいて、住民及び地域を継続的かつ多面的にとらえるとともに、住民の生活と健康との関連を考察し、予防を含めた地域保健活動を展開する者」とされています。

平成24年度地域保健総合推進事業「地域における保健師の保健活動に関する検討会報告書」より

【保健師になる要件】～保健師助産師看護師法より～

第七条 保健師になろうとする者は、**保健師国家試験及び看護師国家試験に合格**し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第十二条 保健師免許は、**保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により**、保健師籍に登録することによって行う。

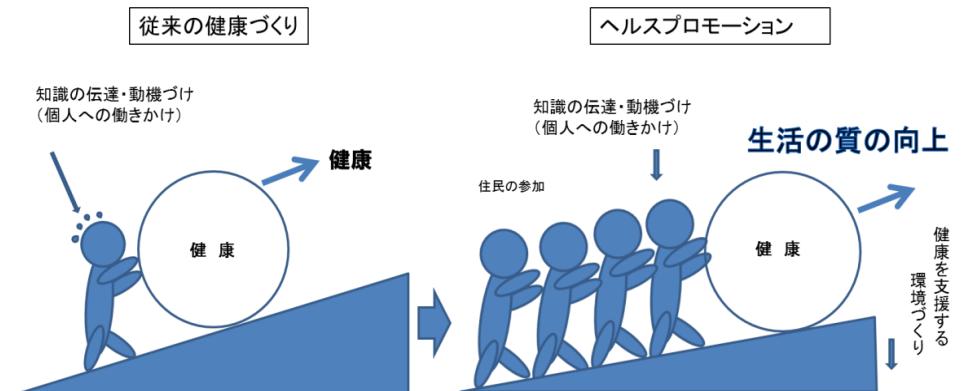
【保健師の仕事】

- ① “健康”と“予防”の視点から個人や地域全体にアプローチすること
- ② 市民や保健師活動の対象となる人々が、いつまでもその人らしく、いきいきと笑顔で、暮らせるよう応援すること

*1 ヘルスプロモーションとは

WHO(世界保健機関)が健康戦略の一つとして1986年のオタワ憲章で提唱した概念で、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」のこと。

様々な主体が知識や技術の提供、組織活動、環境づくり、それらに関わる政策の側面からサポートすることによって、市民自らの主体的な取組みによる健康づくりがより効果的に、より容易に達成できるようにするプロセスを示す。



【保健師の強み】

ヘルスプロモーションの考えに基づき、市民の身近な存在として、地域や個人に働きかけながら、市民とともに、地域の健康づくりの推進に取り組み、マネジメントすることができる。

3.保健師活動を推進するために

(1) 人材育成の強化

本市は、平成19年に保健所政令市になったことを機に「八王子市保健師業務連絡会*2」(以下、連絡会という。)を設置しました。連絡会では、「八王子市保健師人材育成プログラム」(以下、人材育成プログラムという。)を作成し、プログラムの理念に基づいた人材育成を行っています。これからも、計画的なジョブローテーションの推進を図るとともに、行政職として日々の保健師活動の中で見えた課題を政策につなげる政策形成能力等の醸成も踏まえた人材育成を強化していきます。



*2 八王子市保健師業務連絡会では、全保健師を対象とした定例会、主査職を中心とした主査会のほか、保健師の人材育成や災害時の保健師活動について具体的に検討を行う検討部会を設けて活動しています。

<八王子市の保健師活動における理念> ～人材育成プログラムより～

① 予防的介入

生活者個人を尊重し、いずれの部署においても公衆衛生における予防の視点を持って市民の健康の保持増進に取り組む

② 地区活動

地域特性や生活背景を重視し、健康課題の解決に向けて市民が主体的に取り組めるようパートナーシップとしての姿勢を持つ

③ みる・つなぐ・うごかす

地区活動や保健福祉事業を通して、市民や関係機関との協働により地域全体の健康レベルの向上をめざす

(2) 統括保健師の役割の明確化

国は、平成25年4月19日、健康局長通知「地域における保健師の保健活動について」の中で、統括的な役割を担う保健師(以下、統括保健師)を配置することを示しました。

本市では、平成30年10月より、健康増進担当課長が統括保健師として配置されました。今後、時代の流れに合わせ、より効果的な活動の展開に向けた役割を担っていきます。



<期待される統括保健師の役割>

- ・保健師活動の組織横断的な総合調整及び推進
- ・技術的及び専門的側面からの指導及び調整
- ・人材育成の推進

4.今後の方向性

この基本方針は、本市の保健師活動の基盤となるものです。今回の策定で見えてきた課題について、継続的に検討を行い、解決に向けた取り組みを進めていきます。

また、市民一人一人が『その人らしく生きていける』と思えるまちづくりを実現するために、国の方針や課題等にあわせて基本方針の見直しを行い、より良い保健師活動が展開ができるよう取り組んでまいります。